

大阪教育福祉専門学校同窓会々則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、大阪教育福祉専門学校同窓会と称し、本部を大阪市生野区林寺 2 の 21 の 13 大阪教育福祉専門学校内におく。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と研究活動の便宜を図り、母校の教育振興充実発展に寄与するとともに、我が国の幼児教育社会福祉の貢献するをもって目的とする。

第二章 組 織

(会 員)

第3条 本会々員は、次のとおりとする。

- 1.正 会 員 大阪教育福祉専門学校卒業終了者
- 2.特別会員 イ.大阪教育福祉専門学校教職員
ロ.大阪教育福祉専門学校の旧教職員で
役員会で推薦した者

(役職、役員)

第4条 本会に支部を設けることができる。支部を設けるときは本部の承認を得なければならない。

第5条 支部の規則を設けるについては、本会則に抵触してはならない。

第6条 本会には、卒業終了同期生をもって年次会を設けることができる。

第7条 年次会に年次委員5名を選出する。

第8条 年次会の規則を定めるについては、本会則に抵触してはならない。

第9条 本会は、会務運営上、本部に幹事会を設ける。
幹事会は、各支部の支部長、副支部長、年次会員全員をもって構成する。

第10条 幹事会には、次の役員をおく。任期は2年とする。
但し、再任を妨げない。

1.会 長 1名

1.副 会 長 3名

1.会 計 3名

1.書 記 3名

1.会計監査 3名

第11条 役員は、幹事会全員の互選による。

(役員会および幹事会)

第12条 幹事会・役員会は、定例会と臨時会とし、定例会は毎年1回、臨時会は、その必要に応じて、会長が召集する。

(総 会)

第13条 総会は、原則として毎年1回会長が召集する。
総会では、会計報告、会務報告を行い、あわせて会務運営に関して意見の交換及び会員相互の親睦をはかる。

(連絡義務)

第 14 条 本部と支部、年次会は、互に連絡を密にし、よく意見の疎通をはからなければならない。

第三章 事業会計

(事業)

第 15 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の連絡（名簿作成、機関誌の発行等）

1. 研究会、講演会等の開催

1. 会員相互の親睦レクリエーション

1. 慶弔に関すること

1. その他本部の目的達成に必要な事業

(会員の特典)

第 16 条 会員は申出により、図書の間覧、講義の聴講、その他施設を利用することができる。

(会計)

第 17 条 本会の経費は、会費・事業収益金・寄付金・その他でまかなう。

第 18 条 正会員の会費は、3,000 円とし、毎年入学時に納入するものとする。

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月に始まり、翌年 3 月に終了する。

(会員の義務)

第 20 条 会員は、その氏名、住所、勤務先（職業）、電話番号に変更があったときは、1 週間以内に本部に報告しなければならない。

第四章 名誉会長、顧問

(名誉会長及び顧問)

第 21 条 本会は、大阪教育福祉専門学校長を名誉会長に推挙する。

第 22 条 本会には、本会の主旨、目的に賛同し、本会の育成に尽くされる方、又は、本会の発展に寄与した方を顧問として迎えることができる。

第 23 条 顧問は、役員会にて推薦委嘱する。

第五章 会 則 の 変 更

(会則の変更)

第 24 条 本会々則の変更は、役員会の発議により、幹事会の 3/2 以上の賛成を得た後、総会の過半数により、承認されなければならない。

附 則

第 25 条 本会則は、昭和 44 年 4 月 1 日より実施する。

改正 昭和 54 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日